明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係内閣府令の整備に関する内閣府令（**内閣府**一）　一

〔省　令〕
○農林水産省定員規則の一部を改正する省令（**農林水産**一）　四

〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、弁理士登録関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　三

府令

○内閣府令第一号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

令和二年一月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三